

観光地形成促進地域について

※太字は改正部分

	新制度改正前（令和4年8月1日から令和7年3月31日までに取得分）	新制度改正後（令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得分）
認定制度等	資産の取得前に措置実施計画の認定（沖縄県）及び確認（主務大臣）が必要	資産の取得前に措置実施計画の認定（沖縄県）及び確認（主務大臣）が必要
対象者	那覇市内において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象施設を新設し、又は増設した認定事業者	那覇市内において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象施設を新設し、又は増設した認定事業者
対象施設	スポーツ・レクリエーション施設（6施設） ○水泳場○スケート場○トレーニングセンター○ゴルフ場○ボウリング場 ○テーマパーク 教養文化施設（5施設） ○劇場○動物園○植物園○水族館○文化紹介体験施設 休養施設（4施設） ○展望施設○温泉保養施設○ 国際健康管理・増進施設 ○スパ施設 集会施設（施設）※一定の要件あり ○会議場施設○研修施設○展示施設○結婚式場（宿泊施設と同一の建物内に設置されるものを除く） 販売施設（県知事指定）（1施設）	スポーツ・レクリエーション施設（6施設） ○水泳場○スケート場○トレーニングセンター○ゴルフ場○ボウリング場○ テーマパーク 教養文化施設（5施設） ○劇場○動物園○植物園○水族館○文化紹介体験施設 休養施設（4施設） ○展望施設○温泉保養施設○スパ施設 集会施設（施設）※一定の要件あり ○会議場施設○研修施設○展示施設○結婚式場（宿泊施設と同一の建物内に設置されるものを除く） 販売施設（県知事指定）（1施設）
金額要件等	対象施設の用に供する機械・装置、家屋、構築物の取得合計額が1,000万円を超えるもの	対象施設の用に供する機械・装置、家屋、構築物の取得合計額が1,000万円を超えるもの
課税免除 対象資産	○機械・装置○建物及び構築物○これらの敷地である土地 土地については取得の日の翌日から1年内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る	○機械・装置○建物及び構築物○これらの敷地である土地 土地については取得の日の翌日から1年内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る
免除期間	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施期間内に限る）	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施期間内に限る）
その他	宿泊施設そのもの、風俗業、会員制施設（利用料金のみ優遇される施設を除く）は対象外。	宿泊施設そのもの、風俗業、会員制施設（利用料金のみ優遇される施設を除く）は対象外。

※令和4年7月31日までの取得分については新制度改正前適用

※対象資産については、各市町村で異なる場合がありますので、必ずご確認ください。

情報通信産業振興地域について

※太字は改正部分

	新制度改正前（令和4年8月1日から令和7年3月31日までに取得分）	新制度改正後（令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得分）
認定制度等	資産の取得前に措置実施計画の認定（沖縄県）及び確認（主務大臣）が必要	資産の取得前に措置実施計画の認定（沖縄県）及び確認（主務大臣）が必要
対象者	那覇市内において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象施設を新設し、又は増設した認定事業者	那覇市内において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象施設を新設し、又は増設した認定事業者
対象事業	<p>【振興地域】</p> <p>○電気通信業○ソフトウェア業○情報処理・提供サービス業○インターネット付随サービス業</p> <p>【特別地区】特定情報通信事業</p> <p>○データセンター○受託開発ソフトウェア業○情報システム開発業○システムインテグレーションサービス業○パッケージソフトウェア業○組込みソフトウェア業○情報通信機器相互接続検証事業○データベースサービス業○バックアップセンター○セキュリティデータセンター○アプリケーション・サービス・プロバイダ○情報セキュリティサービス業</p>	<p>【振興地域】</p> <p>○電気通信業○ソフトウェア業○情報処理・提供サービス業○インターネット付隨サービス業</p> <p>【特別地区】特定情報通信事業</p> <p>○データセンター○受託開発ソフトウェア業○情報システム開発業○システムインテグレーションサービス業○組込みソフトウェア業○情報通信機器相互接続検証事業○データベースサービス業○バックアップセンター○セキュリティデータセンター○アプリケーション・サービス・プロバイダ○情報セキュリティサービス業</p>
金額要件等	これらを構成する減価償却資産（建物、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、器具・備品）で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。又は機械・装置及び器具・備品でこれらの取得価格合計額が100万円を超えるもの。	これらを構成する減価償却資産（建物、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、器具・備品）で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。又は機械・装置及び器具・備品でこれらの取得価格合計額が100万円を超えるもの。
課税免除 対象資産	<p>○機械・装置○建物及び構築物○これらの敷地である土地</p> <p>土地については取得の日の翌日から1年内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る</p>	<p>○機械・装置○建物及び構築物○これらの敷地である土地</p> <p>土地については取得の日の翌日から1年内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る</p>
免除期間	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施期間内に限る）	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施期間内に限る）

※令和7年3月31日までの取得分については新制度改正前適用

※対象資産については、各市町村で異なる場合がありますので、必ずご確認ください。

国際物流拠点産業集積地域について

※太字は改正部分

	新制度改正前（令和4年8月1日から令和7年3月31日までに取得分）	新制度改正後（令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得分）
認定制度等	資産の取得前に措置実施計画の認定（沖縄県）及び確認（主務大臣）が必要	資産の取得前に措置実施計画の認定（沖縄県）及び確認（主務大臣）が必要
対象者	那覇市内において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象施設を新設し、又は増設した認定事業者	※那覇市の一部の地域において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象施設を新設し、又は増設した認定事業者
対象事業	○製造業○道路貨物運送業○卸売業○特定の無店舗小売業○特定の機械等修理業○特定の不動産賃貸業○航空機整備業	○製造業○道路貨物運送業○卸売業○特定の無店舗小売業○特定の機械等修理業○特定の不動産賃貸業○航空機整備業
金額要件等	これらを構成する減価償却資産（機械・装置、建物及びその附属設備）で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。 又は機械・装置で、これらの取得価格合計額が100万円を超えるもの。	これらを構成する減価償却資産（機械・装置、建物及びその附属設備）で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。 又は機械・装置で、これらの取得価格合計額が100万円を超えるもの。
課税免除 対象資産	○機械・装置○建物○これらの敷地である土地 土地については取得の日の翌日から1年内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る	○機械・装置○建物○これらの敷地である土地 土地については取得の日の翌日から1年内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る
免除期間	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施期間内に限る）	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施期間内に限る）

※那覇市の一部の地域

曙、旭町、字安謝、安謝、字天久、天久、泉崎、字上之屋、上之屋、奥武山町、久米、久茂地、辻、泊、通堂町、西、東町、前島、牧志、松山、港町、山下町、若狭、垣花町、字赤嶺、赤嶺、字小祿、字安次嶺、字具志、具志、字高良、高良、字宮城、宮城、字大嶺、金城、住吉町、字当間、字鏡水

※令和7年3月31日までの取得分については新制度改正前適用

※対象資産については、各市町村で異なる場合がありますので、必ずご確認ください。

産業イノベーション促進地域について

※太字は改正部分

	新制度改正前（令和4年8月1日から令和7年3月31日までに取得分）	新制度改正後（令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得分）
認定制度等	資産の取得前に措置実施計画の認定（沖縄県）及び確認（主務大臣）が必要	資産の取得前に措置実施計画の認定（沖縄県）及び確認（主務大臣）が必要
対象者	那覇市内において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象施設を新設し、又は増設した認定事業者	那覇市内において認定及び確認を受けた措置実施計画に従って、対象施設を新設し、又は増設した認定事業者
対象事業	<p>【製造業等】</p> <p>○製造業○道路貨物運送業○卸売業</p> <p>【産業高度化・事業革新促進事業】</p> <p>○デザイン業○自然科学研究所○特定の電気業○特定のガス供給業</p>	<p>【製造業等】</p> <p>○製造業○道路貨物運送業○卸売業</p> <p>【産業高度化・事業革新促進事業】</p> <p>○自然科学研究所○特定の電気業○特定のガス供給業</p>
金額要件等	これらを構成する減価償却資産（機械・装置、特定の器具・備品、工場用の建物等及びその附属設備）で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。 機械・装置、特定の器具・備品でこれらの取得価格合計額が100万円を超えるもの。	これらを構成する減価償却資産（機械・装置、特定の器具・備品、工場用の建物等及びその附属設備）で取得価格合計額が1,000万円を超えるもの。 機械・装置、特定の器具・備品でこれらの取得価格合計額が100万円を超えるもの。
課税免除 対象資産	<p>○機械・装置○建物○特定の構築物○これらの敷地である土地</p> <p>土地については取得の日の翌日から1年内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る</p>	<p>○機械・装置○建物○特定の構築物○これらの敷地である土地</p> <p>土地については取得の日の翌日から1年内に建設の着手があった家屋又は構築物の敷地に限る</p>
免除期間	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施期間内に限る）	新たに課されることとなった年度以降、最大5年間（措置実施期間内に限る）

※令和7年3月31日までの取得分については新制度改正前適用

※対象資産については、各市町村で異なる場合がありますので、必ずご確認ください。